

令和3年度 介護職員等処遇改善計画書について

1. 賃金改善を行う賃金項目及び方法

介護職員処遇改善加算

賃金改善を行う給与の種類

- ・基本給
- ・手当（新設）
- ・その他

具体的な取組内容（当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程）

- ・賃金規程の見直し

令和3年4月に正規職員について、定期昇給を実施する。（平均昇給額 3,800円）

正規職員の基本給に対し月額10,000円の上乗せを継続する。

介護福祉士資格取得者に対して月額3,000円の資格手当の支給を継続する。

介護職員等特定処遇改善加算

経験・技能のある介護職員の考え方

- ・介護福祉士資格を有する正規職員で、勤続年数10年以上（社会医療法人財団董仙会での経験を含む）の介護職員とする。

賃金改善を行う職員の範囲

- （A）経験・技能のある介護職員
- （B）他の介護職員

賃金改善を行う給与の種類

- ・その他

具体的な取組内容（当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程）

- ・賃金規程の見直し

- ・令和4年3月に、一時金として支給する。

- ・支給額は、当該年度の人事考課に基づき算出した係数及び常勤換算数を乗じた額とする。

- ・平均支給額は、（A）グループは280,000円（B）グループは80,000円

2. キャリアパス要件について（処遇改善加算）

キャリアパス要件

- イ. 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている
- ロ. イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている
- ハ. イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している

キャリアパス要件

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び、支援の実施に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

実現のための具体的な取組内容

「資格取得のための支援の実施」

勤務シフトの配慮、資格取得の為の研修参加促進、職場内勉強会の開催。

- ・上記について全ての介護職員に周知している

キャリアパス要件

- ・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている

実現のための具体的な取組内容

- ・経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。

- ・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。

ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

- ・上記について全ての介護職員に周知している

3. 職場環境等要件について（共通）

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事務所内託児施設の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等、相談体制の充実

腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた職場環境やケア内容の改善

4. 見える化要件について（特定加算）

実施している周知方法

ホームページへの掲載

- ・自社のホームページに掲載。

その他の方法による掲示等

- ・社内ネットワークの掲示板に掲載。